

**鳥取県告示第277号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業者の名称を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年4月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
大山町長	西伯郡大山町御来屋 328	大山町国民健康保険 大山口診療所	西伯郡大山町末長 483-3	平成21年4月1 日